

2024年認定事業主

グランディハウス株式会社（宇都宮市）



行動計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

取組内容

① 制度の導入

- ・不妊治療のために通院・療養が必要となった場合に、1年間に5日間、1日単位で特別休暇を取得できる。
- ・前々年度に付与された年次有給休暇のうち、未使用のため失効する年次有給休暇について毎年10日間を上限に積立てし、不妊治療のために通院・療養が必要となった場合に取得できる（積立てできるのは最大15日まで）。

② 方針・周知

- ・不妊治療と仕事の両立に関する方針及び①の制度について、社内回覧で周知している。

③ 研修等

- ・不妊治療に使用可能な休暇制度導入の社内回覧において、研修資料を添付するとともに研修映像の案内をした。

④ 相談担当者の選任・周知

- ・相談担当者を選任し、社内回覧で周知している。

『全ての社員が能力を発揮し活躍できる環境づくり』

企業のコメント

当社グループは、働き方改革の中で両立支援に取り組んできましたが、不妊治療は身体的にも精神的にも負担が大きいことから、重要な課題として、全社員を対象に実施したアンケートをもとに、不妊治療に関する「相談窓口の設置」、「特別休暇の新設」、「年次有給休暇の積立制度の導入」等に至りました。頂いた認定マークは、ホームページ、会社案内などの各種パンフレットや名刺等に掲載し、企業PRや社員が安心して働くシンボルとして活用してまいります。今後とも、仕事と家庭の両立支援を推進し、全ての社員が持てる能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

不妊治療と仕事との両立に関する制度利用者のコメント

私は不妊治療の通院のために積立有給休暇制度を利用しています。通院による遅刻や早退が増える中、積立有給休暇制度は時間単位で利用ができるため、通院に使用しやすく非常に助かっています。また、不妊治療と仕事の両立に関する回覧があり、社内不妊治療を知るきっかけが生まれたことで、自身の状況について話しやすい環境ができたことも大きな変化でした。現在は周囲の皆さんが快く応援してくださり安心して仕事できています。今後も感謝の気持ちを忘れずに、一層仕事と治療の両立に励みたいと思います。